

日の出町乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則

令和8年3月13日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認（以下「認可等」という。）について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第35号）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「改正後の児童福祉法施行規則」という。）並びに日の出町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年日の出町条例第24号。以下「条例」という。）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第1条の規定（同法附則第1条第5号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「改正後の子ども・子育て支援法」という。）、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号）第1条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「改正後の子ども・子育て支援法施行規則」という。）並びに日の出町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年日の出町条例第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可等の申請)

第2条 法第34条の15第2項並びに改正後の児童福祉法施行規則第36条の36第1項及び第2項、改正後の子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定により、認可等を受けようとする者は、あらかじめ町長との協議を経て、日の出町乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に町

長が必要と認める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(日の出町子ども・子育て会議の意見の聴取)

第3条 町長は、認可等をしようとするときは、あらかじめ日の出町子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(認可等の通知)

第4条 町長は、第2条の規定による申請に対し、当該内容を審査し、認可等を行うことを決定した場合は日の出町乳児等通園支援事業認可兼特定乳児等通園支援事業者確認通知書(様式第2号)、不認可を決定した場合は日の出町乳児等通園支援事業不認可通知書(様式第3号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(認可事項の変更の届出)

第5条 前条の規定による通知を受けた者は、改正後の児童福祉法施行規則第36条の36第3項及び第4項の規定により、認可事項の変更を行う場合は、日の出町乳児等通園支援事業認可変更届出書(様式第4号)に町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、審査の上、当該変更を承認することができる。

(確認事項の変更の届出)

第6条 第4条の規定による通知を受けた者は、改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する子ども・子育て支援法第44条及び改正後の子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する子ども・子育て支援法施行規則第41条の規定により、確認事項の変更を行う場合は、日の出町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(様式第5号)に町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、審査の上、当該変更を承認することができる。

(乳児等通園支援事業の廃止又は休止の申請及び確認辞退の届出)

第7条 改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する子ども・子育て支援法第48条の規定により、特定乳児等通園支援事業者を辞退し、法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとする者は、乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとする日の3月前までに日の出町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第6号）に町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請及び届出があったときは、審査の上、日の出町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認辞退承認通知書（様式第7号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（認可等の取消し）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認可等を取り消すことができる。

（1）保育の実施及び設備の管理に重大な過失があったとき。

（2）偽りその他不正の手段により認可等を受けた事実が判明したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、認可等を取り消すことが適当であると認められるとき。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、認可等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和8年2月27日より適用する。

（日の出町乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の廃止）

2 日の出町乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（令和7年日の出町規則第28号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による廃止前の日の出町乳児等

通園支援事業の認可等に関する規則（令和7年日の出町規則第28号）の規定に基づいて作成された書類は、なお従前の例による。